

戸籍謄抄本等の交付申請書（郵送請求用）

(あて先) 福岡市 区長

申請日：令和 年 月 日

◆申請者について ※委任を受けた場合は代理人の住所、氏名等を記入してください

住所	(〒) ※現在、住民登録をしているところをご記入ください（請求者の住民登録地以外には送付できません）		
フリガナ 氏名	(注1) 戸籍の附票の写し・身分証明書・その他証明書を請求される場合、自署又は記名押印してください。		注1 生年月日 明・大・昭・平・令
連絡先	※日中連絡可能な電話番号をご記入ください Tel	— —	必要な方との 続柄 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他() ※いずれかをご選択ください

※上記住所が記載された運転免許証等のコピーを必ず同封してください ※必要な方とのご関係によっては委任状や関係戸籍が必要です

◆必要な方の本籍・筆頭者等を記入してください ※お急ぎの方は速達にて送付をお願いします

本籍	福岡市 区		
筆頭者 ※戸籍の最初に氏名が載っている方 (亡くなられても変わりません)	生年月日 (不明の場合は不要)	明・大・昭・平・令 年 月 日	
※1ヶ月以内に戸籍の届出をされた方はご記入ください	□出生 □死亡 □転籍 □婚姻 □離婚 □その他() 月 日に	の届出を 市・区・町・村へ提出	

◆どのような証明が必要ですか

※抄本等の場合は、記載が必要な方のお名前を全てご記入ください

戸籍	全部事項証明書（謄本）	通	個人事項証明書（抄本）必要な方()	通	1通450円
除籍	全部事項証明書（謄本）	通	個人事項証明書（抄本）必要な方()	通	1通750円
改製原戸籍	謄本	通	抄本 必要な方()	通	1通750円
戸籍の附票の 写し	全員	通	一部 必要な方()	通	1通300円
本籍と筆頭者の記載が必要な場合は□欄に✓印をつけてください □本籍と筆頭者 ※第三者の方が申請する場合は、原則、記載されません。記載が必要な場合は、下記◆使いみちについての欄に具体的な理由をご記入ください ●どの住所又はいつの住所の記載が必要などの指定があればご記入ください ※何通かに分かれる場合、1通につき300円 ()から()まで					
身分証明書	必要な方()	※本人以外からのご請求の場合は委任状が必要です			通 1通300円
その他証明書	()	必要な方()		通	証明書によって手数料が異なります

◆必要な記載事項がある方・必要な戸籍がわからない方は、下記の欄にご記入・ご選択ください

必要な方()の□出生 □婚姻 □死亡 □その他()記載の戸籍	通
必要な方()の□出生 □婚姻 □他()から□婚姻 □死亡までの戸籍	各 通
その他()の戸籍	通

◆使いみちについて

使用目的及び 提出先・備考	□戸籍の届出 □相続（被相続人氏名：) □パスポート □免許・資格 □その他	センター使用欄
※例：〇〇手当て申請の為××市役所に提出、△△死亡による相続手続き		

●偽りその他不正な手段により、証明書の交付を受けた者は刑罰（30万円以下の罰金）が科せられます。

●本請求書は福岡市へ郵送請求していただくために作成したものです。他市区町村への請求としてご利用になる場合は、手数料や取扱が異なる場合がございますので、詳しくはご請求先の市区町村へお尋ねください。

◆戸籍事務のコンピューター化について◆

戸籍事務のコンピューター化に伴い、戸籍と戸籍の附票がコンピューター化しました。婚姻や死亡などによって平成18年6月2日以前に戸籍から除かれている人は、平成改製原戸籍には記載されますが、コンピューター化後の戸籍には記載されません。それ以前の記載が必要な場合は「平成改製原戸籍(1通750円)」をご請求ください。またコンピューター化後の附票には、平成18年10月6日からの住所が記録されます。

★詳しくは福岡市のホームページをご確認ください

郵送による戸籍関係証明書請求における必要書類

①申請書

- 確認事項があればお電話しますので、電話番号を必ずご記入ください
- 申請書は自筆のものをお送りください
(もしこピーや活字のものを送付される場合は、押印をお願いします)

②本人確認書類

- 請求される方の本人確認書類のコピーを添付してください
※運転免許証や健康保険の資格確認書、マイナンバーカード等をさします
※必要な方のものではありません
- 送付先の住所が裏面に記載されている場合は、その面もコピーし添付してください

③郵便局発行の定額小為替

- 必要な証明書の種類・通数を確認し、合計手数料分をご用意ください
必要な戸籍が分からない場合も、小為替を多めにお送りください
※切手や収入印紙等では手数料として受領できません

④返信用封筒

- 請求者の住所と氏名を記入し、切手を貼ってください
※お急ぎの方は速達にて送付をお願いします
※戸籍の送付先は請求者の住民登録地に限ります

⑤請求対象者との関係が確認できる資料

- 請求者本人が記載された戸籍以外を請求する際、委任状や関係戸籍等の資料が必要となる場合があります(福岡市の戸籍は添付しなくても構いません)
- 委任状は委任者が自署又は押印したものが必要であるため、
コピーは不可となっております
- 親族からの請求で関係戸籍をお持ちでない場合は、事前に福岡市住民票等郵送請求センターまでお問い合わせください

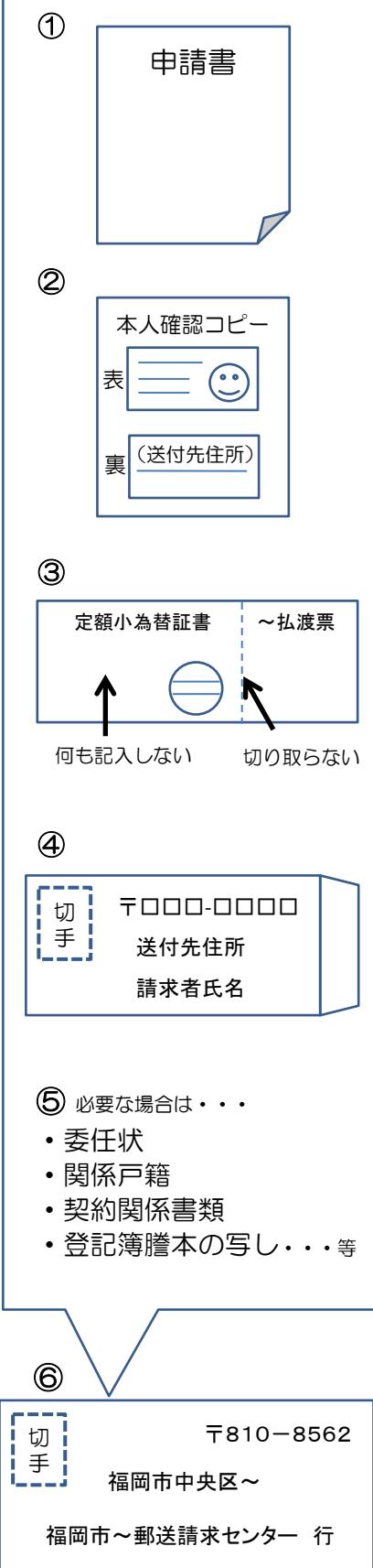
⑥往信用封筒

福岡市の郵送請求先 ※税関係の証明は別のセンターとなります

〒810-8562 福岡市中央区長浜3丁目11-3 市場会館10F

福岡市住民票等郵送請求センター宛

(問い合わせ先) Tel : 092-711-7088 Fax : 092-711-7062



戸籍謄抄本等の交付申請書（郵送請求用）

(あて先) 福岡市 ○○ 区長

申請日：令和 ○年 ○○月 ○○日

◆申請者について ※委任を受けた場合は代理人の住所、氏名等を記入してください

住所	(〒 ××× - ×××) ○○県××市△△3丁目2-1 □□アパート201号		
フリガナ	※現在、住民登録をしているところをご記入ください (請求者の住民登録地以外には送付できません) フクオカ ハナコ		
氏名	福岡 花子 (注1) 戸籍の附票の写し・身分証明書・その他証明書を請求される場合、自署又は記名押印してください。		
連絡先	※日中連絡可能な電話番号をご記入ください Tel ○○○- ××× - △△△△	必要な方との 続柄	生年月日 明・大・昭・平・令 2年 4月 24日 ※いずれかをご選択ください □本人 □配偶者 □父母 □子 □祖父母 □孫 □その他 ()

※上記住所が記載された運転免許証等のコピーを必ず同封してください ※必要な方とのご関係によっては委任状や関係戸籍が必要です

◆必要な方の本籍・筆頭者等を記入してください ※お急ぎの方は速達にて送付をお願いします

本籍	福岡市 ○○区 ××4丁目5番地		
筆頭者 ※戸籍の最初に氏名が載っている方 (亡くなられても変わりません)	福岡 太郎		生年月日 (不明の場合は不要) 明・大・昭・平・令 63年 1月 8日
※1ヶ月以内に戸籍の届出をされた方はご記入ください	□出生 □死亡 □転籍	□婚姻 □離婚 □その他()	の届出を 12月 24日に ○○市××× 市・区・町・村へ提出

◆どのような証明が必要ですか

※抄本等の場合は、記載が必要な方のお名前を全てご記入ください

戸籍	全部事項証明書(謄本)	通	個人事項証明書(抄本) 必要な方 (福岡 花子)	1 通	1通450円
除籍	全部事項証明書(謄本)	通	個人事項証明書(抄本) 必要な方 ()	通	1通750円
改製原戸籍	謄本	通	抄本 必要な方 ()	通	1通750円
戸籍の附票の 写し	全員	通	一部 必要な方 ()	通	1通300円
本籍と筆頭者の記載が必要な場合は□欄に✓印をつけてください 日本籍と筆頭者 ※第三者の方が申請する場合は、原則、記載されません。記載が必要な場合は、下記◆使いみちについての欄に具体的な理由をご記入ください ●どの住所又は いつの住所の記載が必要などの指定があればご記入ください ※何通かに分かれる場合、1通につき300円 () から () まで					
身分証明書	必要な方 () ※本人以外からのご請求の場合は委任状が必要です			通	1通300円
その他証明書	() 必要な方 ()			通	証明書によって手数料が異なります

◆必要な記載事項がある方・必要な戸籍がわからない方は、下記の欄にご記入・ご選択ください

必要な方 () の □出生 □婚姻 □死亡 □その他()	記載の戸籍	通
必要な方 () の □出生 □婚姻 □他() から □婚姻 □死亡までの戸籍	各	通
その他 () の戸籍		通

◆使いみちについて

使用目的及び 提出先・備考	□戸籍の届出 □相続(被相続人氏名:) □パスポート □免許・資格 □その他 結婚に伴う○○免許の氏名変更を行うため ※例: ○○手当て申請の為××市役所に提出、△△死亡による相続手続き	センター使用欄
------------------	---	---------

●偽りその他不正な手段により、証明書の交付を受けた者は罰金(30万円以下の罰金)が科せられます。

●本請求書は福岡市へ郵送請求していただくために作成したもので、他市区町村への請求としてご利用になる場合は、手数料や取扱が異なる場合がございますので、詳しくはご請求先の市区町村へお尋ねください。